

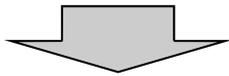
住民税 Q & A

品川区では、区民のみなさんの日常生活と密接に結びついた多くの区民サービスを行っています。その費用を賄っている、みなさんの生活に一番身近な住民税のことをもっと知っていただくために、今号ではみなさんからよく寄せられる質問をご紹介します。

例：年税額12万円の場合

○そのまま勤めていけば
⇒12ヶ月で差し引く（毎月1万円）

平成20年							平成21年				
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円



○7月末で退職すると…
⇒残りを3回に分けて納税する。

平成20年							平成21年				
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1万円	1万円	退職により給与から差引きできなくなった分を普通徴収に変更して個人で納付（8月～5月）									
6月末 第1期 納期限		8月末 第2期 納期限		10月末 第3期 納期限		1月末 第4期 納期限					
		3.4万円		3.3万円		3.3万円					



A 住民税の税率は、原則として日本全国一律です。住民税が高くなったのは、前年に比べて所得が増えたり、所得控除が減ったりしたためと考えられます。

Q 品川区は他の区市町村より税金が高いのでは？

A 住民税は、1月1日を基準として課税されます。1月2日以降に死亡された場合は、その年度の税金は納付義務があり、「相続人」の方は納税の義務も負うこととなります。ただし、相続放棄をされた場合は、納税義務はありません。

Q 亡くなった人の住民税はどうなりますか？

A 住民税は、所得税とは異なり、前年の所得に対してその翌年に課税されます。もし、住民税を特別徴収（給与天引き）で納付していた方が、年度の途中で退職されると、翌月からは給与から天引きできなくなります。そのため、残りの分はご自身で納税していただくこととなります。お届けした納付書により、銀行・コンビニエンスストアで納めてください。

Q 退職後、納税通知書が送られてきましたか？



住民税相談のご案内

- 課税に関すること (5742) 6663～6
- 納税に関すること (5742) 6669
- 納・課税証明書 (5742) 6662

受付時間 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで（祝日は休み）

～しながわの区税だより 第2号～

- ◆口座振替をご利用ください！
- ◆住民税 Q&A
 - 退職後、納税通知書が送られてきましたか？
 - 亡くなった人の税金は？
 - 品川区は税金が高いのでは？